

高岡市景観計画パンフレット

市内で一定規模以上の建築物、工作物の新築や改築等を行う場合は、景観条例に基づく届出が義務付けられます。

高岡市では、本市の持つ伝統、文化、風土など優れた地域特性を活かし、市民・事業者・行政が一体となって魅力ある景観づくりを進めています。

事前にご相談
ください！



届け出が必要な行為

令和3年4月1日から基準が
変わりました。ご注意ください。

○ 景観形成重点地区内

次の2地区は独自の届出基準、景観づくりの基準が定められています。詳細は、市窓口、もしくはHPをご覧ください。

- ・池の端通り景観形成重点地区（平成21年11月2日指定）
- ・旧北陸街道福岡景観形成重点地区（平成21年11月2日指定）



○ 市内全域 (重点地区を除く)

平成29年4月1日から基準が変わりました。

行為の種類		届出対象規模
建築物等の新築、 移転、増築、改築	建築物	高さ10～15m(※)超、または建築面積1,000㎡超
	工作物	高さ10～15m(※)超(ただし、種類によって異なる)
建築物等の外観の変更		上記規模に該当する建築物等の外観面積の1/2を超える変更
土地の区画形質の変更		行為に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超、かつ、長さ10m超の法面が生ずるもの
屋外における物品の集積又は貯蔵		行為の用に供される面積が3,000㎡超で、かつ、集積又は貯蔵の高さが3m超
鉱物の掘採又は土石の類の採取		行為による地形の変更に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超、かつ長さ10m超の法面が生ずるもの

※ 建築物、工作物の高さについては、届出対象区域の区分に応じて次の表のとおりです。

高さ	届出対象区域の区分
15.0m超	用途地域が、商業地域の場合
12.5m超	用途地域が、近隣商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の場合
10.0m超	用途地域が上記以外、または、市街化調整区域、用途未指定、都市計画区域外の場合

景観条例に基づく「届出手続き」の流れ

行為の計画

他法令による許認可等を受ける前に、
事前相談を行うことをお勧めします。

事前相談

届出される前に、事前相談をお願いします。
景観形成基準に関して支障が無い場合、
届出以降の審査が円滑に進められます。

重要です！



届出から 30 日間は、
行為に着手できません。

届出

※ 内容に変更があった場合、
改めて届出が必要です。

他法令による
許認可等

審査

景観づくりの基準への適合

適合

不適合

景観審議会
景観部会

※開催予定は下記問い合わせ先まで
ご確認ください

修正

指導・助言

修正

勧告

修正

公表

適合通知

修正

変更命令

各所管窓口

適合

行為に着手

お問い合わせ先

高岡市役所 都市創造部 景観みどい課 企画係 (電話)0766-20-1407

R6.4修正